

2024年8月1日付「日興ファンドラップ契約関係書面集」の変更内容

1. 日興ファンドラップにおける投資判断に係る体制変更について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、グループを総称して「SMBC グループ」といいます。）は、お客さまの多様なニーズに寄り添いながら最適なプランを提供する「資産運用ソリューションプロバイダー」への飛躍を目指しています。

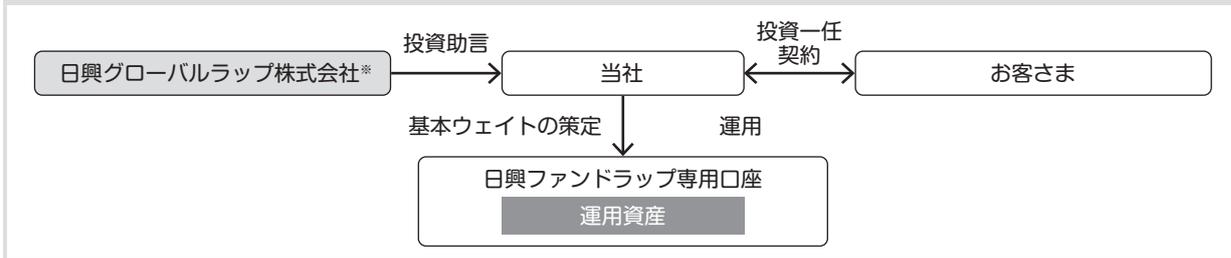
その態勢整備の一環として、三井住友フィナンシャルグループの直接子会社である日興グローバルラップ株式会社*を運用と販売の両機能を中立的立場で結びつける中核エンジンと位置づけ、同社が、SMBC日興証券株式会社（以下、「当社」といいます。）を含むグループ各社へのアドバイス提供やクオリティ管理などを積極的に実施する司令塔としての役割を担う、SMBCグループ独自のインベストメントチェーンを構築します。

日興ファンドラップの運用におきましても、下記の通り、同方針に沿った運用体制に変更します。なお、当社は、日興グローバルラップ株式会社*からの資産配分構築に関する助言を受け、最終的な投資判断、運用、モニタリングを行います。

資産配分構築

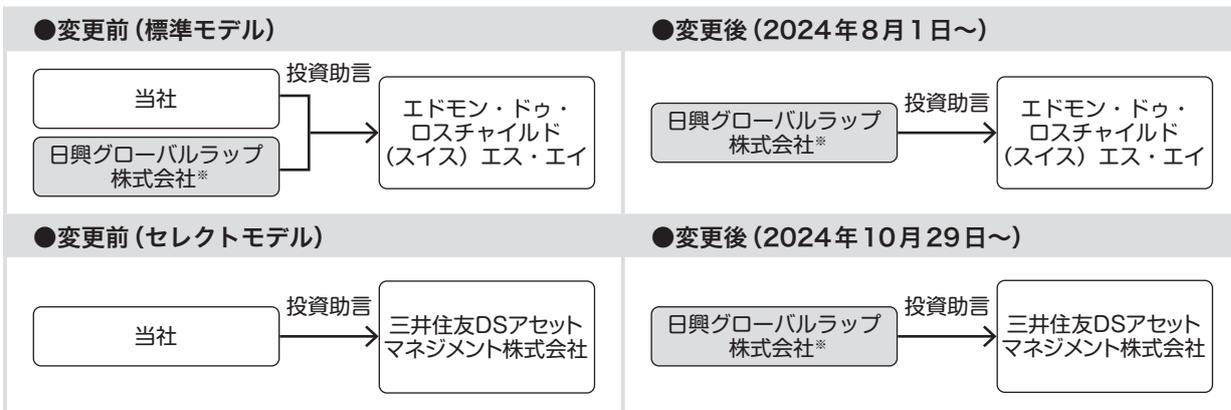
日興グローバルラップ株式会社*は、標準モデルの資産配分構築に関する助言に加え、セレクトモデルへの資産配分構築に関する助言を実施します

●標準モデル（変更なし）/セレクトモデル（2024年10月1日～）



投資対象ファンドの投資先投資信託の評価・選定

標準モデルの投資対象ファンドである「日興グローバル・ファンズ」の投資助言会社を日興グローバルラップ株式会社*に一本化、加えて、同社はセレクトモデルの投資対象ファンドである「日興ファンドラップセレクト アクティブ・シリーズ」への投資助言を実施します



※ 日興グローバルラップ株式会社について

同社は、2006年の日興ファンドラップのサービス開始時より、日興ファンドラップ標準モデルの運用や資産配分比率に関する助言、専用投信の助言などにて継続的に関わってまいりました。

また、同社は、2024年10月1日付で商号をSMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社に変更する予定です。

2. 契約書面の改定内容 (抜粋)

2024年8月1日付で「日興ファンドラップ契約関係書面集」(法人のお客さま向けの書面については法人用とお読みかえください。以下すべての書面について同じ。)を改定します。

以下の新旧対照表は、「日興ファンドラップ投資一任契約基本約款」部分の変更内容を記したものです。

i) 「日興ファンドラップ投資一任契約基本約款」の変更箇所

「日興ファンドラップ投資一任契約基本約款」の変更箇所

変更後(2024年8月1日)	変更前
第6条(確認・同意事項) (略) 3. 日興ファンドラップにおいて、主な投資対象として想定する投資信託は、当社の関係法人等が設定する投資信託です。 (略)	第6条(確認・同意事項) (略) 3. 日興ファンドラップにおいて、主な投資対象として想定する投資信託は、当社の関係法人等が設定する投資信託です。また、外国投資信託については、当社が運用会社へ投資助言を行っています。 (略)
別紙 本基本約款第6条第2項に関する開示項目の詳細 (略) 2 当社の関係法人等が設定する投資信託について (2)(略) なお、当社は「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」の純資産総額に対して年率0.02%の投資助言報酬を受け取ります。本基本約款第13条に記載した料率は、係る投資助言報酬を鑑み設定しています(当社は2024年10月28日付で投資助言を終了します。これに伴い、当該投資助言報酬の受け取りも終了します。) (略)	別紙 本基本約款第6条第2項に関する開示項目の詳細 (略) 2 当社の関係法人等が設定する投資信託について (2)(略) なお、当社は「日興グローバル・ファンズ」および「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」の純資産総額に対してそれぞれ年率0.05%・0.02%の投資助言報酬を受け取ります。本基本約款第13条に記載した料率は、係る投資助言報酬を鑑み設定しています。 (略)